

アンケート*めやすばこ にご協力ください！

消費者からの声が 法や社会を変えていきます！！

適格消費者団体・NPO法人

埼玉消費者被害をなくす会

2014年10月

《消費税増税後の価格表記について》

【Q1】回答者の年代 ⇒ ～10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上

【Q2】回答者の性別 ⇒ 女性 ・ 男性

【Q3】以下の価格表記のうち、もっともわかりやすいと思うもの、一つに ○ を
もっともわかりにくいと思うもの、一つに × をつけてください

①	税込 203円 本体188円
	税込価格が大きく表示

②	税込 203円 本体188円
	税込価格も、税抜価格（本体価格）も大きく表示

③	188円 税込203円
	税抜価格（本体価格）が大きく表示

④	188円 税込203円
	税抜価格も、税込価格も大きく表示

⑤	188円 +税
	税抜価格に“+税”とだけ表記

⑥	税込203円
	税込価格のみ

【Q4】消費税増税後の価格表記について、どちらが望ましいと思いますか？

国の指導などにより、表記の仕方を統一してほしい	
表記の仕方は各事業者にお任せで良い	



【Q5】その他、価格の表記などに関して、思ったことをお書きください

[]

裏へ

消費者被害（不利な契約内容、高すぎる解約料、大げさな表示など）の情報をお寄せください！

埼玉消費者被害をなくす会 TEL048-844-8972 fax048-844-8973

消費者などから寄せられる情報を検討し、事業者に対して改善を求め、被害の拡散を防止する活動を行なっています。（個別救済はできません。個別被害救済は消費生活センター等へご相談ください。）

《自動車保険（人身傷害保険）について》



「運転しない」「車は持っていない」方も、
もしもの時のために、日頃から自動車保険について知っておくことが大切です

【自動車保険について】当てはまるものに○をつけてください

1	自動車保険に加入していますか (家族も含め)	加入している	していない		わからない	
			↳ 設問7へお進みください ‹↳			
2	加入している保険の内容について理解していますか	理解している	概ね理解している	あまり理解していない	家族が契約しているのだからわからない	
3	何を見て保険を選びましたか	インターネット査定	自動車販売業者の紹介	広告 (TV、新聞、インターネット)	その他	
4	現在加入している自動車保険を選んだ理由は何ですか (複数回答可)	保険料	補償内容	ロードサービス	昔から使っている	その他
5	今までに同居する家族も含め、自動車保険を利用したことがある場合、どの手段を用いましたか	保険会社の担当者間での示談	弁護士その他の第三者を介しての示談	交通事故紛争処理センター	裁判	
6	自動車保険を利用してトラブルになったことがありますか	ない	ある--→	どんな		

【人身傷害保険 (※) について】

※自動車事故に遭ったり、事故を起こした場合に、ケガや死亡などの損害を補償する保険

- (A) パンフレットにある『全額補償』とは、保険会社が決めた基準内で補償されるということです。保険会社にお任せした場合 (保険会社の担当者間の示談) の補償額より、裁判を起こした時の方が、補償額が高くなる場合があります。
- (B) ただし、全ての事故を「裁判を起こした場合の補償額 (裁判基準)」で運用した場合は、保険料が現状より高くなることが想定されます。

7	上記 (A) のように、補償額が異なる場合があることを知っていますか	知っている	知らない		
8	上記 (B) についてどう思いますか	高くなっても良いのですべて裁判基準が良い	高くなるのは困るので現状のまま	わからない	

【その他疑問に思っていること、困ったことなど、自由にお書きください】

